

平成29年度林材業労働衛生週間実施要領

1. 目的

平成29年度全国労働衛生週間の取り組みは、厚生労働省並びに中央労働災害防止協会の主唱により

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

をスローガンとして全国のあらゆる事業場において労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的として実施される。

一方、林業は屋外作業であるため、気象条件や自然条件等の影響を受ける他、作業は不定形物を扱う一方、使用するチェーンソーや刈払機は振動や騒音を伴う作業であるとともに、林業労働者の高齢化率(65歳以上の従事者の割合)21%は、全産業の平均10%と比べると高い水準になっている。

このような林業の作業環境等の特質から、熱中症、蜂刺され、腰痛予防対策が求められるとともに、振動機械を使用することによる振動障害予防対策や騒音障害防止対策、中高年齢労働者の健康管理対策が求められている。

また、木材製造業は、重量物を扱い、騒音レベルが高い作業であるとともに、有害な化学物質も使用することから、腰痛予防対策や騒音障害防止対策の他、局所排気装置などの換気、採光、照度の確保、熱中症対策などの作業環境の改善が求められている。

このような状況を踏まえ、当協会においては、

「健診で 自分がわかる 変えられる」

をスローガンとして9月1日から9月30日までの1か月間を準備期間(以下「準備期間」という。)、10月1日から10月7日までの1週間を「林材業労働衛生週間」に設定して、林材業を営む事業者及び労働者の健康管理意識の高揚を図るとともに、実効性のある対策を図ることとした。

2. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、林材業労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

3. 本部の実施事項

- ① 月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等により広報周知する。
- ② 林材業労働衛生ポスターの作成、頒布を行う。
- ③ 都道府県支部を通じて会員事業場への周知と指導助言を行う。
- ④ 事業主又は安全衛生管理者、安全管理士による職場巡視を行う。
- ⑤ 振動障害予防対策及び騒音障害防止対策を推進する。
- ⑥ 事業場における作業環境の点検及び改善について指導する。
- ⑦ 中高年齢労働者対策に係る対策を推進する。
- ⑧ ストレスチェックの実施について推進する。
- ⑨ メンタルヘルスケアの実施について推進する。

- ⑩ 危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施を推進する。
- ⑪ 林材業STOP!熱中症 クールワークキャンペーンの実施を推進する。
- ⑫ 蜂刺され対策の徹底を推進する。
- ⑬ 腰痛予防対策の指針による腰痛予防対策を推進する。

4. 支部の実施事項

「林材業労働衛生週間」（準備期間を含む。）にあわせ、行政機関、関係団体等と連携して会員事業場に対して次の事項を中心とした取組を計画的に実施する。

- ① 別添通知文を会員事業場へ周知するとともに事業場の実施事項について指導助言する。
- ② 労働衛生旗の掲揚及び平成29年度林材業労働衛生ポスターの掲示を周知する。
- ③ 事業主による職場巡視を指導する。
- ④ 労働行政、地方駐在安全管理士と連携した現場巡視を行う。
- ⑤ 振動障害予防対策及び騒音障害防止対策の徹底を指導する。
- ⑥ 中高年齢労働者対策の推進を指導する。
- ⑦ 事業場における作業環境の点検及び改善を指導する。
- ⑧ ストレスチェックについて指導する。
- ⑨ メンタルヘルスケアの推進を指導する。
- ⑩ 危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施を指導する。
- ⑪ 林材業STOP!熱中症 クールワークキャンペーンの実施を推進する。
- ⑫ 蜂刺され対策の徹底を指導する。
- ⑬ 腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策を指導する。
- ⑭ その他、会員事業場等の実施事項について、指導援助する。

5. 会員の実施事項

(1) 共通事項

- ① 外部機関等が開催する労働衛生大会等への積極的な参加と事業場における職長、作業者など各レベルに応じた労働衛生意識高揚のための集会の開催
- ② 経営トップ自らによる現場、作業場を含めた作業環境、機械設備等に係る労働衛生総点検の実施と現場、作業場における現場労働衛生パトロールの実施
- ③ 労働衛生意識の高揚のための衛生旗の掲揚と平成29年度林材業労働衛生ポスターの掲示
- ④ 中高年齢労働者の健康管理対策の実施
- ⑤ 50人以上の事業場はストレスチェックを実施
- ⑥ 事業場におけるメンタルヘルスケアの推進
- ⑦ 危険・有害な化学物質を使用する事業場はリスクアセスメントを実施
- ⑧ 林材業STOP!熱中症 クールワークキャンペーンを実施
- ⑨ 腰痛予防対策指針による腰痛予防対策の実施
- ⑩ 職場における受動喫煙防止対策を実施
- ⑪ 労働者に対する労働衛生教育の実施

(2) 林業関係

- ① 振動機械使用者の防振手袋・耳栓（イヤーマフ）の装着、特殊健康診断の受診の励行

- ② 防蜂綱・防蜂手袋の装着、吸引具の携行、蜂アレルギー者のエピペンの携行

(3) 木材製造業関係

- ① 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の実施

- ② 有機溶剤含有物を用いて行う塗装や接着の業務に従事する者に対する特殊健康診断受診の励行

- ③ 換気、採光、照度、便所等の職場環境の点検及び改善